創成川水再生プラザ配置図

履行場所　札幌市北区麻生町８丁目１番１５号

創成川水再生プラザ

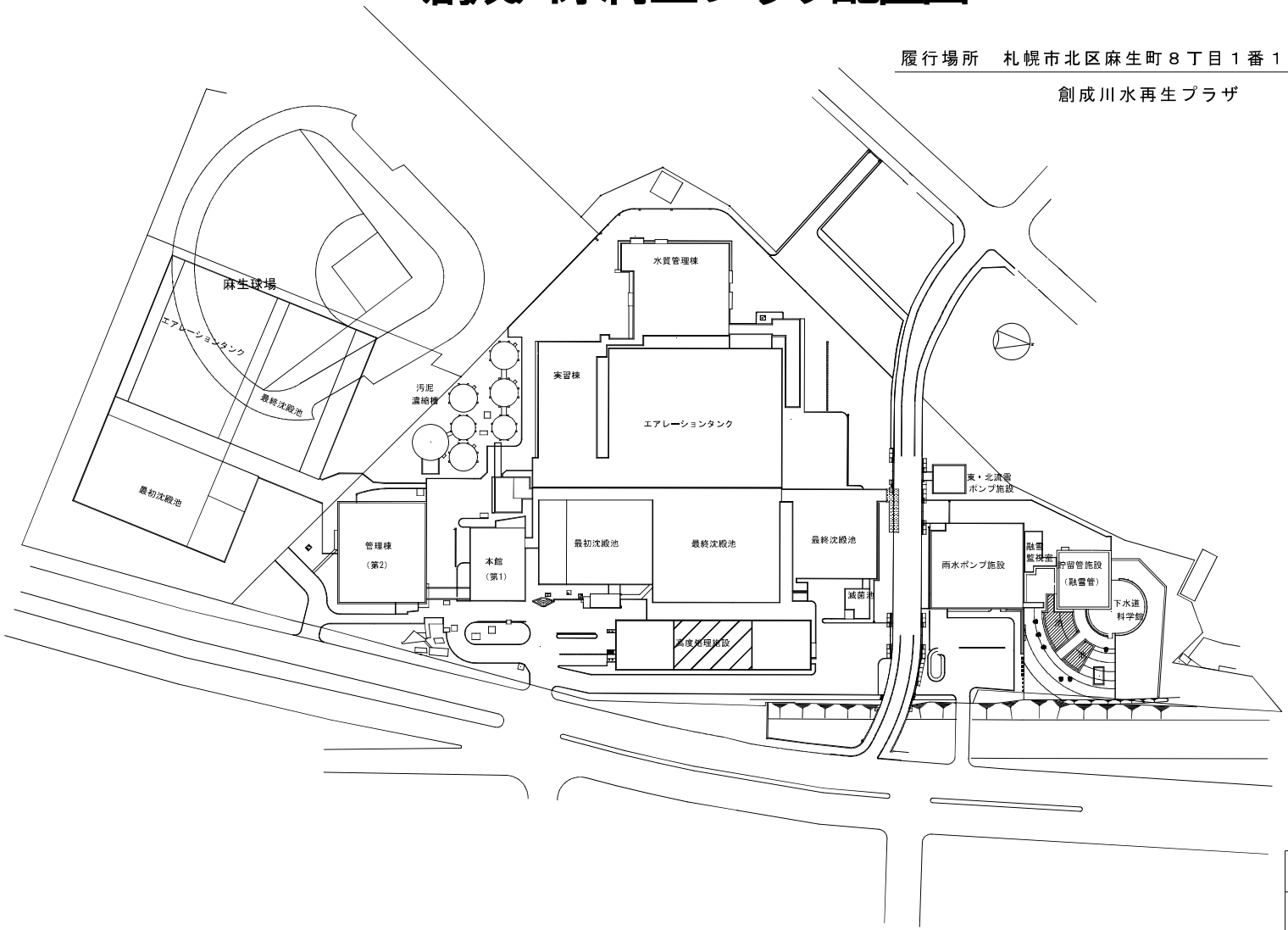

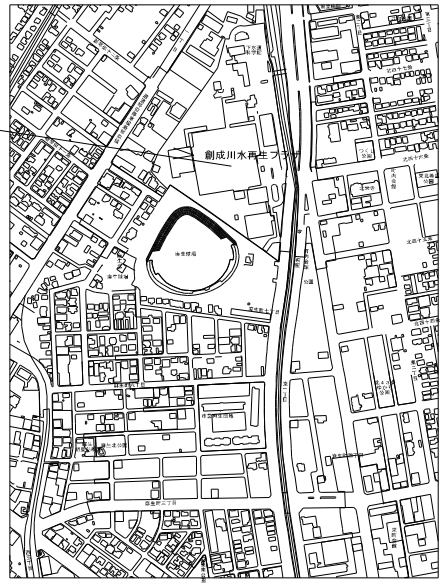

位置図　　S＝1/10000

札幌市下水道河川局事業推進部		1／2
役務名	創成川水再生プラザ高度処理施設屋上防水修理	
図面名	付近見取図　配置図	
	課長　係長　設計主任　製図	令和7年6月

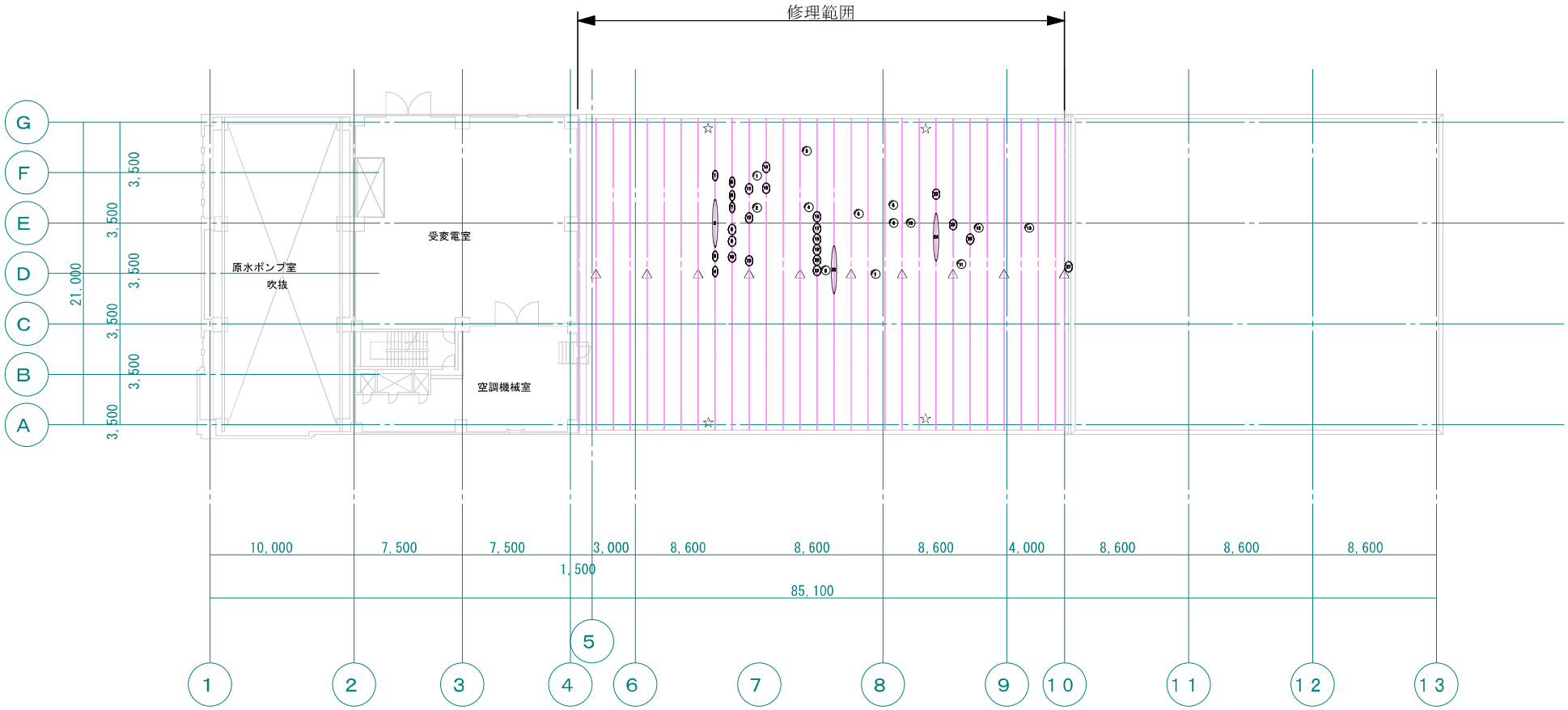

凡例

- 既存シート張り合わせ部（長手方向）
- 張り合わせ部裂け
- 機械的固定部分裂け
- 脱気筒
- ルーフドレン

注意
図面上の破損部位は、おおよその位置を示す

札幌市下水道河川局事業推進部						2 ／ 2
役務名	創成川水再生プラザ高度処理施設屋上防水修理					
図面名	高度処理施設　３階平面図					
	課長	係長	設計主任	製図		令和７年６月

◯ 部位破損寸法（mm）		
No.	長さ	幅
1	950	35
2	2,800	65
3	900	45
4	100	20未満
5	50	20未満
6	20	20未満
7	250	20未満
8	90	20未満
9	200	20未満
10	30	20未満
11	100	20未満
12	200	20未満
13	100	20未満
14	200	20未満
15	650	35
16	700	40
17	80	20未満
18	30	20未満
19	30	20未満
20	50	20未満
21	80	20未満
22	3,800	85
23	110	20未満
24	4,400	110
25	200	20未満
26	300	20

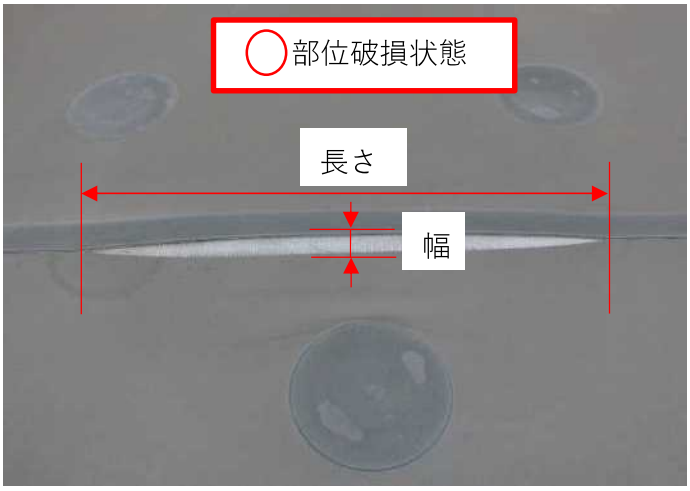

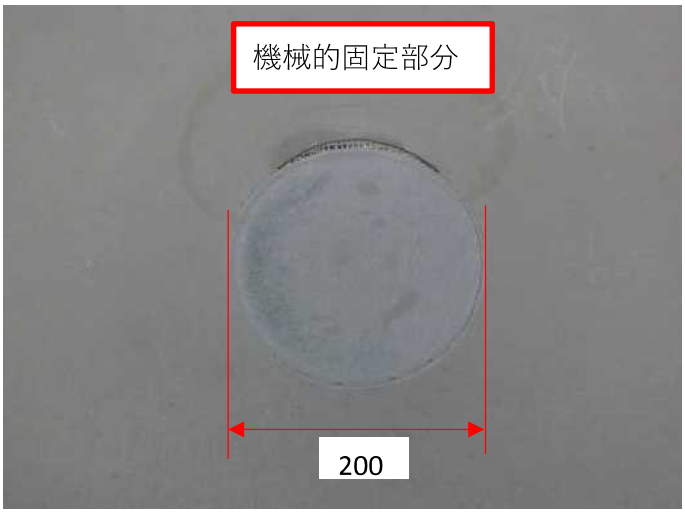

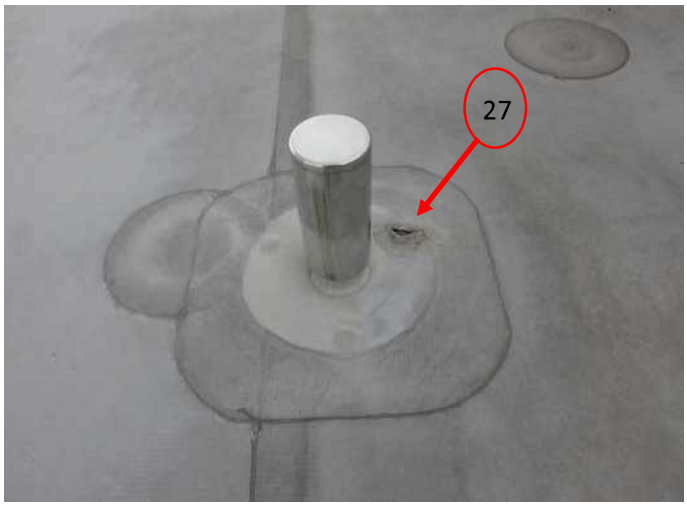

6月26日　調査時点

既存図

工事概要説明書及び特記仕様書　（修繕工事）

⊙基本　・営業　・外壁　・道具　・設備>

Ⅰ．工事概要

1.工　事　名　創成川処理場高度処理施設屋上防水修繕工事

2.工事場所　札幌市北区屏生町８丁目１番１５号　（創成川処理場）

3.工事期限　・契約に示す着手日から　60日間　・平成　年　月　日まで

4.工事内容　屋上防水修繕工事

5.測量工事　なし

Ⅱ．特記仕様の取扱いについては，下記による。
一般事項及び仮設工事の特記仕様について
(1) 項目は，番号に○印のついたものを適用する。
(2) 特記事項は，⊙印のついたものを適用する。
⊙印のつかない場合は、※印のついたものを適用する。●のついた場合は共に適用する。

章	項目	特記事項
一般事項 ①	① 適用範囲	本仕様書は、札幌市下水道局施設部が、請負により施工する下水道施設の各種修繕工事に適用する。
	② 適用基準類	⊙建築修繕工事 建築改修工事共通仕様書（平成１０年度版）―― 建設大臣官房官庁営繕部監修 建築改修工事施工監理指針 建築工事共通仕様書（平成１３年度版） 建築工事施工監理指針（平成１３年度版） 建築工事標準詳細図 ―― 国土交通大臣官房官庁営繕部監修 ・機械設備修繕工事 機械設備工事共通仕様書（平成１３年度版） 機械設備工事標準図（平成１３年度版） ―― 国土交通大臣官房官庁営繕部監修 ・電気設備修繕工事 電気設備工事共通仕様書（平成１３年度版） 電気設備工事監標準図（平成１３年度版） ―― 国土交通大臣官房官庁営繕部監修 ⊙工事写真の撮り方（改訂第２版） ―― 国土交通大臣官房官庁営繕部監修
	③ 発生材の処理等	建設副産物（建設発生土・建設廃棄物）　(1.1.13) 1　請負者は、「廃棄物処理及び清掃に関する法律」及び「再生資源の利用の促進に関する法律」並びに「建設副産物適正処理推進要綱」を遵守して、建設工事の円滑な施工の確保及び生活環境の保全に努めるものとする。 2　請負者は、工事着手時に別途指示する再生資源利用計画書（建設資材を搬入する場合）及び再生資源利用促進計画書（建設副産物を搬出する場合）を作成し、工事監督員に提出するとともに、工事完了時には、その実施状況を報告すること。 3　当施工事等で発生する建設副産物の処理方法、処理場所等への処理条件は下記のとおりとする。なお、変更が生じた場合は監督員と協議のこと。 建設副産物の種類　搬出先施設等名び場所　受入れ条件等 ・建設発生土　施設名　（　km）　所在地 ・コンクリート塊　札幌リサイクル骨材　東）中沼町45　細小樽砂利　南）川沿18条1丁目　札幌環境資材センター手）曙5条5丁目110　有）松原産業　白）川下2111-3　1　搬出時期については、当施設と事前に協議のこと。2　コンクリート塊については、長さ１ｍ以内、厚さ60cm以内（細かい過ぎないもの）に破砕されたもの。 ・アスファルト塊　東地破場　東）東雁来5条1丁目1-75　西地破場　西）発寒10条14丁目3　豊平・南地破場　豊）西岡521　1　搬出時期については、当施設と事前に協議のこと。2　現場上への搬入路は指定路線以外使用しないこと。3　搬入時には重量を計量し伝票（マニフェストは不要）の交付を受ける。4　搬入物には土砂やゴミ，コンクリート塊ヒーティングケーブル等が混入しないよう現場で分別すること。 ・廃金属類　※場内指定場所　・施設名　（　km）　所在地 ・木くず　施設名　（　km）　所在地 ・廃プラスチック類　施設名　（　km） 混合廃棄物　所在地
	④ 記録	※ 何頃
	⑤ 工事、完成写真	写真の整理　(1)工事写真、完成写真　※カラー（Ｌサイズ版） (2)ネガの整理 (3)写真帳はＡ４判の表紙厚手を標準とする。 デジタルカメラ等の電子媒体（80万画素以上）による写真の使用については、事前に協議するものとし、印刷等の出力については、①プリンターはフルカラーで300dpi以上、②用紙、インク等は、通常の使用条件のもとで３年間程度に顕著な劣化が生じないものを使用する。
	⑥ 工事現場の安全衛生監理	労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第30条第２項の規定に基づき、同法第30条第１項に規定する措置を講ずべき特定元方事業者として指定された時は、関係法令に従い必要な措置を講ずる。
	⑦ 交通安全及び公害対策	ダンプトラック等、大型資材による工事用資材の搬送にあたっては、路切、スクールゾーン等、工事車両が人命等に影響を及ぼす区間が輸送路になる場合または単、振動、騒音の害のおそれのある区間が輸送路になる場合は、必要に応じて地域住民及び関係機関等の連絡を密にし、交通安全の確保、公害等の対策に万全を期さなければならない。
	⑧ 災害及び公害の防止	施工者は、建築工事にあたっては、公衆災害を防止するため、「建設工事公衆災害防止対策要綱」を遵守しなければならない。また、有毒ガスまたは引火性ガスの発生のおそれがある場合は安全を確認し作業を行う。
	⑨ 工事標識	工事に先立ち監督員の指示する位置に指定様式の工事標識を設置すること。 種別　⊙Ａタイプ（850×1,760）　・Ｂタイプ（850×800） 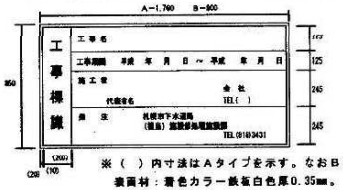 ※（　）内寸法はＡタイプを示す。なおＢタイプは任意とする。 表面材：着色カラー鉄板白色厚0.35mm。　文字は黒色とする。
	⑩ 火災保険等（契約約款）	工事の内容により、火災保険、建設工事保険、組立保険等の１以上の保険を付すること。 保険の期日　：　始期　―　保険の目的物が工事現場に搬入される日 終期　―　しゅん功期限＋１４日以上
	⑪ 材料等	材料の製造所及び施工業者は特記されたものまたは同等以上とする。また、特記された材料及び製造所等については、種度指定であるものとし、同等品以上とする場合は監督員の承諾を受けるものとする。
	⑫ 検査、立会	調員人は検査、立会等の期日を事前に監督員に報告し随時承諾を得ること。
	⑬ 部分検査、しゅん功検査	1.　部分検査、しゅん功検査は下記のように行う。 (1) 書類検査　(2)出来型検査 2.　各検査に必要な書類等については、監督員の指示による。

提出書類一覧

提出書類	部数	提出期限	備考	提出書類	部数	提出期限	備考
工事着手届	2	着手と同時※割印	経歴書共	工事しゅん功届	2	しゅん功と同時	
現場代理人、主任技術者届	2			工事写真	1		写真帳整理
工事工程表	2			しゅん功写真	1		
専門工事事業者選定通知書	2			材料納品書	1		
再生資源利用計画書、再生資源利用促進計画書	1			試験表及び品質証明書	1		
				産業廃棄物処理票（写）	1		（マニフェスト）
工事旬報	1			再生資源利用計画書、再生資源利用促進計画書	1		
施工計画書	1						
施工図	1			しゅん功図（Ａ２判）	2	指定日	中折製本

仮設工事

① 足場その他	内部足場	・きゃたつ、足場板等　・枠組足場　・単管本足場　・梯足場
	外部足場	⊙枠組足場　・単管本足場　・ゴンドラ　・移動式足場　・きゃたつ、足場板等
	金網防止	・金網張　・金網式養生枠　・養生シート　⊙ネット状養生シート（縦よりW=3,000）　・養生防護棚
2.既設部分の養生	既存養生方法	※ビニールシート

2 仮設工事	3.仮設間仕切り	種別　・単管下地組＋全面シート張り ・軽量鉄骨材等支柱組＋片面合板張りまたはせっこうボード張り ※せっこうボード厚さ9.5mm　・ 片面塗装　・行う　※行わない 仮設扉　設置箇所　※図示による 種別　※木製扉
	4.仮囲い	種別　※鋼板製　H=3,000mm（・現場塗装（片面）　・　） ・波形鉄板製H=1,800mm（・カラー鉄板　・亜鉛鉄板） ・仮門　H=　mm（・シートゲート　・パネルゲート） W=　mm

その他の特記事項 ③	1.合成高分子系	屋根露出防水絶縁脱気工法　Ｓ４Ｓ工法
	ルーフィングシート防水	塩ビ系　厚1．3mm
		絶縁シートの材質　発泡ポリエチレンシート
		防水保証年限　引渡しの日から１０年間
	2.シーリング	2成分形変成シリコン系
		断面・施工箇所　図示
		施工票の設置
		工事完了後監督員の指示する場所に取付ける。
		施工票の形状等　黒地板基地・クリヤ焼付け塗装　85mm×125mm
		施工票の記入項目　タイトル・施工年月日・種別・施工業者・防水保証年限

本工事において、以下に示す建設機械を使用する場合は、建設省「排出ガス対策型建設機械指定要綱」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械及び平成７年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」，またはこれと同等の調発目的で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用するものと準が定められている自動車の種別で，有効な自動車検証する。ただし，道路運送車両法の保安基準に排出ガス基の交付を受けているものは除く。
その旨を施工計画書に記載し監督員の確認を受けるとともに，現場代理人は施工現場において使用する建設機械の写真撮影を行い，監督員に提出するものとする。
なお，これにより難い場合は，監督員と協議するものとする。

対象機械	型式	規格
・バックホウ	油圧式クローラ型	ディーゼルエンジン（エンジン出力7.5kW以上250kW以下）を搭載した建設機械に限る。 ただし，道路運送車両法による普通自動車を使用している建設機械は除く。
・ブルドーザ	普通，湿地，ラバー履帯付	
・トラクターショベル	ホイール型	
・発動発電機	可搬式，溶接使用を含む	
・空気圧縮機	可搬式	
・油圧式杭圧入引抜機		
・ローラ	ロードローラ，タイヤローラ，振動ローラ	
・ホイールクレーン	ラフテレーンクレーン	

請負者は、札幌市が実施する公共事業労務費調査の対象工事（以下「対象工事」という。）となった場合には次の各項に掲げた事項について行うとともに協力しなければならない。
また、対象工事の工期経過後も同様とし、これ等に要する費用は請負者の負担とする。
(1) 労働基準法に従って就業規則を作成するとともに、現場労働者の賃金及び時間の管理を適切に行い、賃金台帳の要件とその保存を行うこと。
(2) 札幌市が指定する面接調査日時に、指定した公共事業労務費調査対象期間の現場労務者の賃金台帳等による調査票等を提出し、面接調査を受けること。
(3) 面接調査の結果、発注者もしくは発注者に代わる者により請負者を訪問し、再調査または指導を行うこととなった場合は、請負者が自ら協力すること。
(4) 対象工事の一部について下請負契約を締結する場合には、当該下請負業者（当該下請負工事の一部に係わる二次以降の下請負業者を含む。）が前各項と同じ義務を負う旨をその契約書に定めること。

課長	係長	主任	設計	平成　14年　6月	工事名	創成川処理場高度処理施設屋上防水修繕工事	図番
					図面名	工事概要説明書及び特記仕様書　縮尺　No Scale	2／4

平成14年　6月作成

既存図

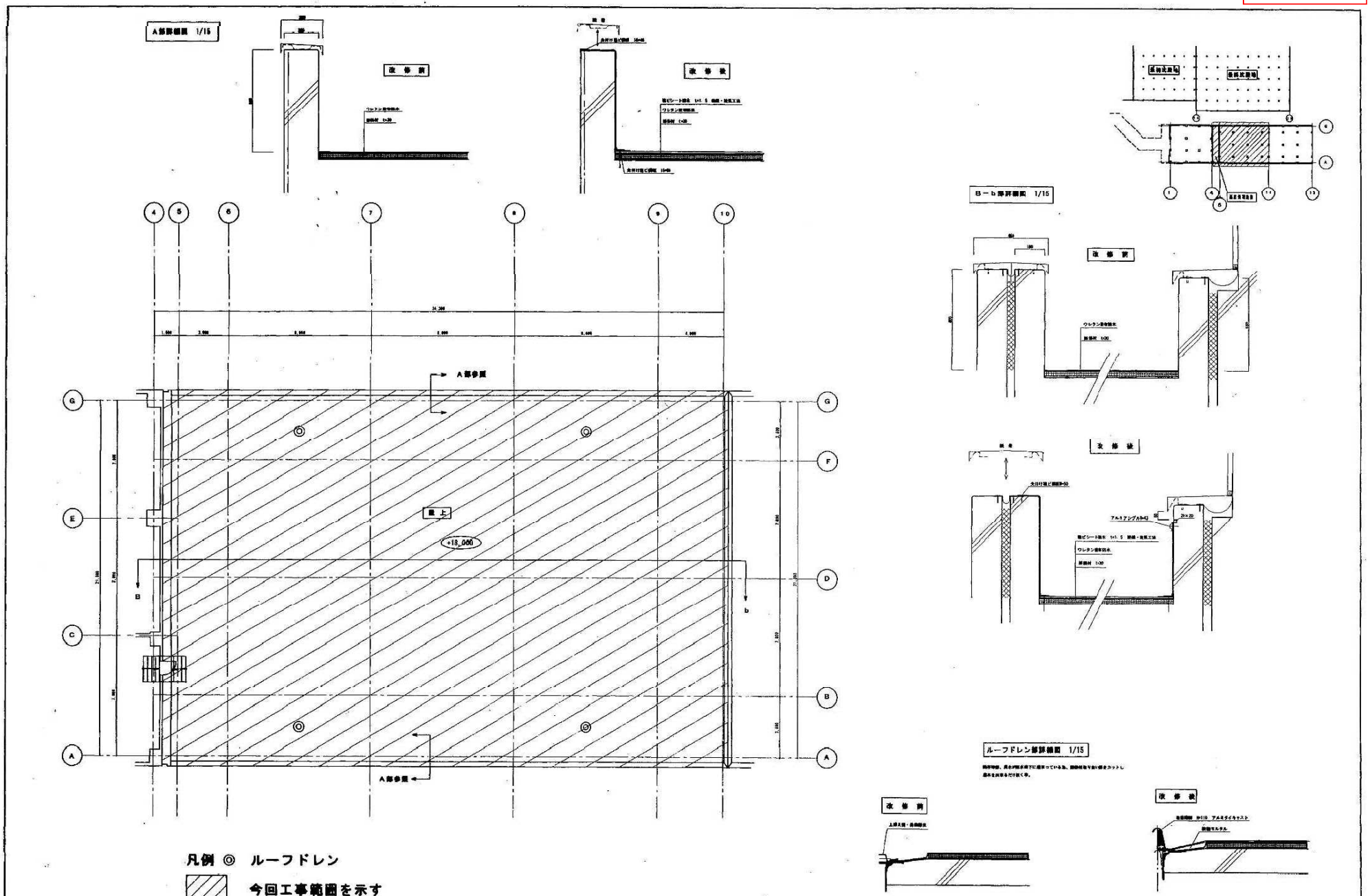

部長	課長	主任	担当		平成14年 6月 作成	施設名	側溝川処理場高度処理施設屋上防水修繕工事	図番 3/4
						図面名	高度処理施設屋上平面図	縮尺 1/150

既存図

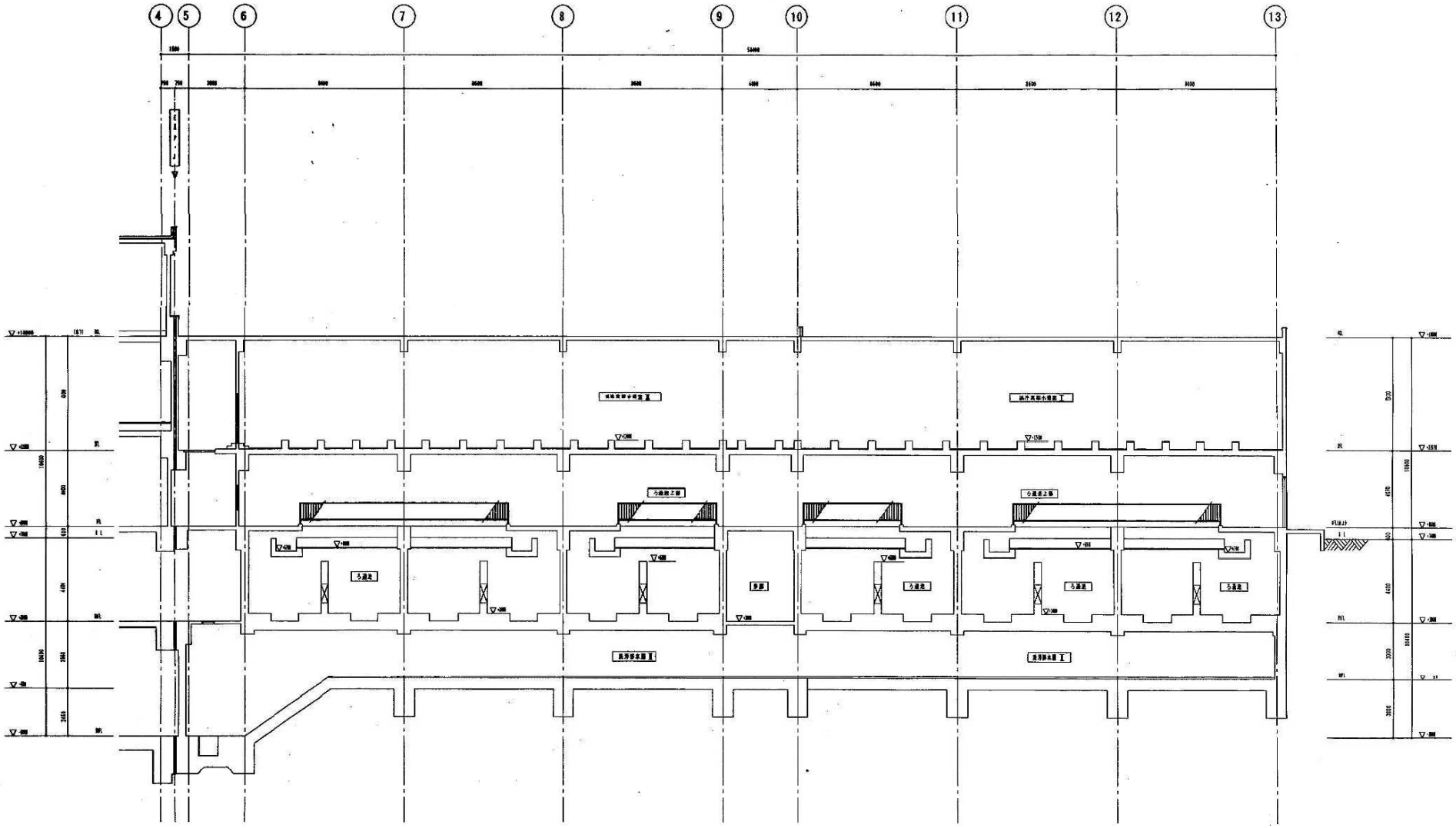

課長	係長	主任	係員		平成14年 6月 作図	施設名	釧路川処理場高度処理施設屋上防水修繕工事	図番 4/4
						図面名	B－D通り 断面図(参考図)	縮尺 1/150